



# 島根県報

平成26年12月9日（火）

号外 第 158 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（        ”        ） 3

# 告 示

## 島根県告示第677号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年12月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	八重垣神社 竹矢線	松江市大庭町730番1地 先から同町129番1地先 まで	前	A	メートル 15.30～ 38.32	メートル 139.05	松江県土整備 事務所  左記のA及びBは、関 係図面に表示する敷地 の区分をいう。 ダブルウェイ解消 仮設道撤去
				B	9.94～ 10.00	143.35	
			後 A	15.30～ 38.32	139.05		
"	印賀奥出雲 線	仁多郡奥出雲町大呂 1058番3地先から同 1057番3地先まで	前	15.00～ 23.00	110.00	雲南県土整備 事務所仁多土 木事業所  減幅 交換	
			後	13.00～ 23.00	110.00		
"	三次江津線	邑智郡邑南町日和67番 3地先から同179番8地 先まで	前	4.00～ 7.00	141.00	県央県土整備 事務所  道路改良工事 拡幅	
			後	9.00～ 12.00	141.00		

## 島根県告示第678号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成26年12月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	上意東揖屋線	松江市東出雲町上意東1834番3地先から同1840番1地先まで	メートル 204.50	平成26年 12月9日	松江県土整備事務所	
〃	玉湯吾妻山線	仁多郡奥出雲町三成802番6地先から同735番13地先まで	383.60	平成26年 12月9日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所	
〃	三隅美都線	浜田市三隅町向野田489番内1地先から同483番内1地先まで	220.00	平成26年 12月9日	浜田県土整備事務所	